

# 入札公告

第 5 号  
平成 30 年 12 月 20 日  
契約担当官  
呉地方総監部経理部長  
鈴木将治

次のとおり一般競争入札に付します。  
なお、本件は平成31年度予算が成立することを条件とした入札であり、当該契約に係る平成31年度の予算成立が4月1日以降となった場合、契約締結は予算成立日以降とする。また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、全額の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

## 1 競争入札に付する事項

調達要求番号	件名	履行期限	履行場所
01-1-4019-2042-8005-00	電気の需給	平成32年3月31日(火)	指定場所 (係船堀地区)

## 2 適用する契約条項等

売買契約一般条項  
電気需給契約特約条項

## 3 入札方法

入札書には各月の基本料金単価(契約電力に対する単価)、従量料金単価(使用電力量に対する単価)を記載し、本仕様書に示す契約電力及び使用予定電力量に対する年間予定総額(総価)で行う。

## 4 競争参加資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当します。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 平成31・32・33年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する物、又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争執行日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年6月11日成立)による改正後の電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第2条の3の規定に基づき小売電気事業登録の申請を行っている者であること。
- 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、契約担当官等が定める入札参加資格者として、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(平成19年法律第56号)に示す二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への情報提供の取組に関し、別途配付する「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件の提示について」の入札適合条件を満たす者であること。  
(入札参加を希望する事業者は、適合証明書及びこれを証明する書類を平成31年1月29日(火)16時45分までに呉地方総監部経理部契約課へ提出するものとする。)

## 5 入札日等

- 入札日時及び場所  
平成 31 年 2 月 1 日(金) 10:10 から  
場所: 呉地方総監部経理部 契約課 旧通信隊庁舎 第3入札室
- 入札及び契約心得、契約条項等を示す場所、仕様書の交付場所、入札書の提出場所  
〒737-0028 広島県呉市幸町8番1号 呉地方総監部経理部契約課
- 郵送、事前提出による受領期限  
平成 31 年 1 月 31 日(木) 16:45 必着
- 応札意思の通知及び仕様書の受領  
応札意思のある方は、その意思を平成 31 年 1 月 31 日(木) 10:00 までに電話等で担当者に連絡して下さい。仕様書等は、交付場所において直接受領して下さい。  
なお、遠方であるため直接仕様書の受領ができない方はその旨電話等で担当者に連絡し、切手を貼付した返信用封筒を同封したものを送達していただければ返送します。ただし、FAXでの送信はお断りしております。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (2) 落札者が契約を結ばないときは、落札金額の5/100に相当する金額を違約金として徴収する。

7 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

8 その他

- (1) 契約手続き等は「海上自衛隊契約規則」及び「入札及び契約心得」によります。
- (2) 入札の無効

ア 本公告に示した競争参加資格のない者及び入札の条件に違反した入札

イ 仕様書未受領の者の入札

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、各入札者は、見積もった金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札価格の算定に当たっては、力率は100パーセントとし、燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

- (5) 電力供給における料金その他の計算をする場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

イ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

- (6) 送達による入札を行う場合は必ず、書留、簡易書留、配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定める書留の郵便物に準ずる取り扱いをするものにより送付すること。

(7) その他

詳細の問い合わせ先：〒737-0028 広島県呉市幸町8番1号  
海上自衛隊呉地方総監部経理部契約課(担当:横山)  
(電話 : 0823-22-5511 内線2252 又は 2614)